

日本共産党の山本伸裕です。

議員提出議案第 4 号、日米貿易協定等を踏まえた国内対策の充実に対する意見書について反対いたします。

T P P 1 1、日欧 E P A、そしてそれに続く日米貿易協定は、重要品目を含め農産物の関税の大幅な引き下げ・撤廃をおこない、国内農業に深刻な打撃を及ぼすものであります。提案されております意見書案は、農畜産物の更なる市場開放、あるいはグローバル化による競争の激化などが、あたかも避けることのできない世界の流れでもあるかのように表現されておりますが、それは一面的なとらえ方ではないかと考えます。実際には、際限のない市場開放が、多国籍大企業を潤し、競争を激化させ、中小企業や家族農業を衰退させ、貧富の格差拡大や地域経済の衰退をもたらしているとして、世界の各地で新自由主義と貿易拡大一辺倒の政策に対する批判や抵抗の声が広がっている現実があります。一例を挙げれば、アメリカの国際農業貿易研究所と全米家族農業者連合の声明であります。その内容を紹介します。農産物の自由化は、日本の農業、農民への打撃だけではなく、アメリカの農業にとっても重大な打撃を与える。なぜならそれは、両国の市場を開放し、農村経済に対する企業支配を強化することのみに奉仕する協定だからであり、アメリカの輸出向け畜産部門（特に豚肉、牛肉）は、極めて集約的で、集中家畜飼育施設で育成され、牧草にもとづく持続可能生産を脅かしている。動物たちは劣悪な状態に置かれており、生産された食肉は、サルモネラ菌など危険な細菌で汚染されている恐れがあり、水の汚染や温暖化効果ガスの排出量を増大させて、健康と環境を破壊している。これ以上の自由化は、それをいっそう激しくする。輸出国では、輸出向け穀物、果実などに対してポストハーベスト（収穫後農薬使用）が常態化しており、残留農薬の検出など、輸入国の食の安全を侵害している。こうした内容が指摘されているのであります。

もともと貿易協定をはじめとする日米協議は、トランプ大統領がアメリカに有利な協定を日本に押し付けるためにはじまったものであります。日本政府は、アメリカトランプ大統領の要求を先取りするように、世界の規制の流れに反して、人に対する発がん性が指摘される農薬用グリホサートの残留基準値の規制を大幅に緩和しました。食の安全を脅かす重大問題であります。

T P P 1 1 は 2018 年 1 月に、日欧 E P A は 4 月に発行しましたが、その直後から乳製品、食肉、ワインなどの輸入が急増し、国内農業や地域経済に対する影響が現れています。政府は、仮に関税が全面的に撤廃された場合、食料自給率は 14% に減少、コメの生産は 90% 減少、豚肉・牛肉は 70% 減少という試算を 2010 年に行なっていますが、このまま自由化が進めば、こうした事態が現実のものとなりかねません。

日米貿易協定の承認案は 12 月 4 日、自民・公明の与党などの賛成多数で可決され、成立しました。承認案の審議は 10 月末の衆院本会議で始まったものの、菅原前経産相や河井前法相の辞任があったため実質的な審議入りが遅れ、衆院でもわずか数回の委員会だけで可決されました。参議院の審議も数回の委員会審議のみ、わずか 10 日余りしかたっていない中での採決であります。野党が繰り返し、協定実施による国内経済や農畜産業への影響試算を求めたのに、安倍政権は不十分な暫定値や暫定試算しか出しませんでした。協定実施による国内対策も、本年秋をめどに示すという事が 10 月 1 日に決められていたのに、いまだに示されていません。こうした審議の前提がないまま協定の承認案採決を強行したことは到底容認できるものではありません。

よって県議会として政府に求めるべきは日米協定承認の撤回であり、日本の経済主権、食料主権を守るよう強く安倍政権に求めていくことであると考えます。こうしたことから、日米貿易協定等を前提とした意見書案は採択しないことを求めて、討論を終わります。